
第1章 計画策定に当たって

1 計画策定の背景

(1) 計画策定の趣旨

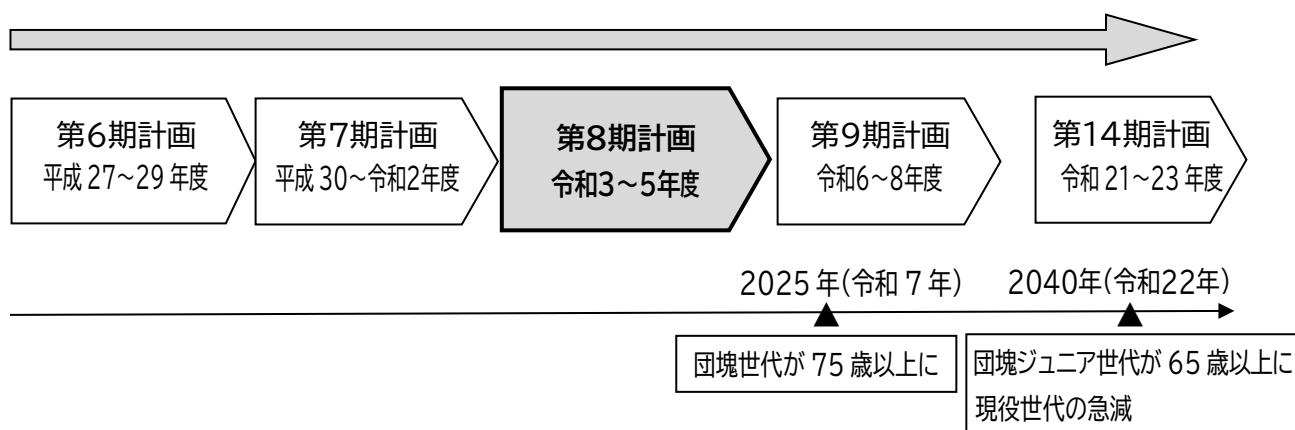
我が国の総人口は、令和2年1月1日現在1億2,713万8千人で、前年同月比-0.24%(30万5千人)と減少傾向が続いています。一方、65歳以上の高齢者人口は、前年同月に比べ30万1千人増加し、3,548万6千人となり、高齢化率も0.3ポイント上昇し27.9%となっています。一方、本市においては、令和2年1月1日現在の人口は165,727人、高齢者人口は42,276人で高齢化率は25.5%となっており、総人口、高齢者人口ともに増加していくことが見込まれています。

平成12年(2000年)の介護保険法の施行により、介護を社会全体で支えることを目的に創設された介護保険制度がスタートしました。その後、介護保険法の改正とともに、3年ごとに見直しとなる介護保険事業計画は、介護予防の重視、施設給付の見直し、地域包括ケアの推進、自立支援と重度化防止、地域共生社会の実現などの改訂を重ねてきました。

本市の第7期計画(平成30年度～令和2年度)では、団塊の世代が75歳以上となる2025年(令和7年)を見据え、『支え合い、つながり合い、全ての高齢者が尊厳を持って自分らしい生活が送れる、活力ある「健康長寿のまち」の実現』を基本理念に掲げ、誰もが住み慣れた地域で在宅生活が送れるまちを目指して、様々な事業に取り組んできました。団塊の世代が75歳以上となる2025年(令和7年)が目前に迫っており、継続して地域包括ケアシステムの推進を図るとともに、団塊ジュニア世代が高齢者となり、現役世代の人口が急減する2040年(令和22年)をも視野に、高齢者人口や介護サービスのニーズを中長期的に見据えることが求められています。

このような社会の状況を踏まえつつ将来の見通しを考慮し、基本理念・目標の実現のため、高齢者福祉施策全般の推進と介護保険事業の円滑な実施を図ることを前提に本計画を策定します。

【2025年、2040年までの見通し】



(2) 計画の性格及び位置付け

本計画は、医療・介護・福祉を始めとする高齢者施策に関する総合計画として、老人福祉法第20条の8（市町村老人福祉計画）及び介護保険法第117条（市町村介護保険事業計画）の規定に基づき、「高齢者福祉計画」と「介護保険事業計画」を一体的に策定するものです。また、本市における介護保険制度の計画的・効果的な運営を規定するとともに、高齢者一般施策との調和を図りながら、全ての高齢者に対応した施策を展開するものです。

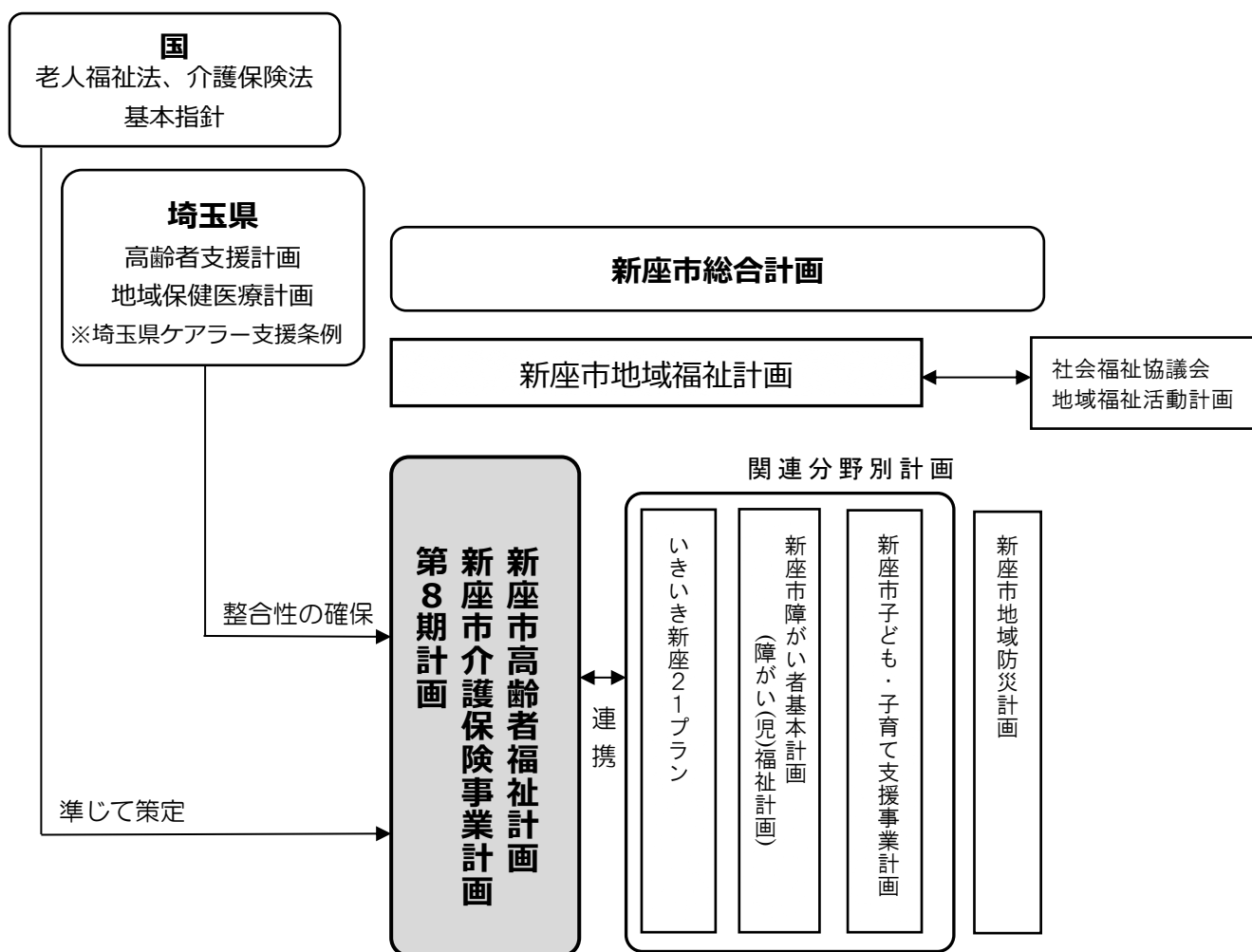
更に、新座市総合計画を始め、地域福祉計画・地域福祉活動計画、いきいき新座21プラン、障がい者基本計画及び障がい(児)福祉計画、地域防災計画等関連計画とも連動し、高齢者に関する総合的な施策推進を図るものです。

なお、埼玉県が策定する高齢者支援計画（介護保険事業支援計画）、地域保健医療計画との整合を図るとともに、埼玉県ケアラー支援条例*の目的を考慮しつつ策定するものです。

*ケアラーの支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、全てのケアラーが健康で文化的な生活を営むことができる社会を実現することを目的に制定された条例
(令和2年3月31日公布)

■ケアラーとは、高齢、身体上、精神上の障がい又は疾病等により援助を必要とする親族、友人その他の身近な人に対して、無償で介護、看護、日常生活上の世話その他の援助を行っている人のこと

<上位計画・関連計画との関係図>



(3) 計画期間

本計画は、令和3年度を初年度とし、令和5年度までの3年間を計画期間とします。

(4) 計画の策定体制

本計画は、いきいき健康部介護保険課に事務局を設置し、以下の体制により策定しました。

① 介護保険事業計画等推進委員会

学識経験者、医療保健関係者、福祉関係者、保険料負担事業所関係者、被保険者代表者を構成員とする諮問機関で、計画について審議しました。

② 庁内関係各課

第7期計画において実施された各事業の進捗・実績状況と今後の方向性について、調査を実施するとともに、必要に応じてヒアリングを行いました。

③ 市民、当事者等の意見の把握

■アンケート調査の実施

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査、在宅介護実態調査、在宅生活改善調査、介護サービス事業者を対象とした独自調査

■市民からの意見聴取(公聴会開催に代えた意見聴取の実施)

■パブリック・コメントに準ずる市民等への意見募集の実施

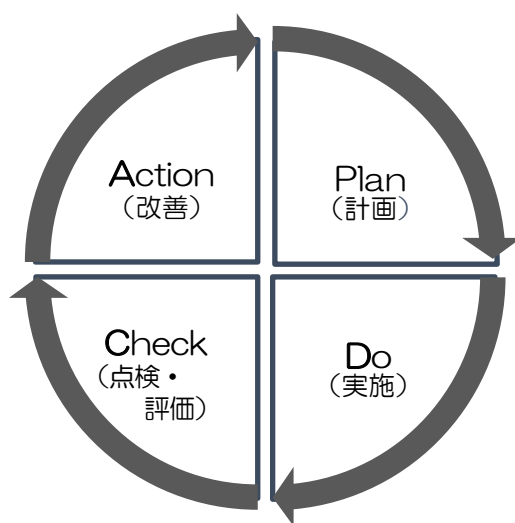
令和2年12月に新座市パブリック・コメント手続条例に基づき、市民からの意見を広く募集しました。

(5) 計画の推進体制

本計画は、介護サービスに係る基盤整備や需給調整を果たす機能を有しているため、新座市介護保険事業計画等推進委員会において、毎年度事業の進捗状況を点検・評価していきます。

なお、計画に基づく各事業の実施における達成状況については、実績評価を行い新たな取組につなげていくために事業を見直すとともに、改善しPDCAサイクルの適切な運用を図ります。

また、介護保険における保険者機能の強化を図るため、高齢者の自立支援、重度化防止等に係る国が定める指標に基づき、サービスの適切な実施を促します。



2 国が示す第8期計画の基本指針について

(1) 第8期計画において記載を充実する事項

出典：社会保障審議会（介護保険部会 令和2年7月27日第91回）資料より
国は、「第8期介護保険事業計画において記載を充実する事項」として、社会保障審議会介護保険部会において、以下の7事項をあげています。

ポイント	内 容
1	2025・2040年を見据えたサービス基盤、人的基盤の整備
2	地域共生社会の実現
3	介護予防・健康づくり施策の充実・推進（地域支援事業等の効果的な実施）
4	有料老人ホームとサービス付き高齢者住宅に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化
5	認知症施策推進大綱等を踏まえた認知症施策の推進
6	地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取組の強化
7	災害や感染症対策に係る体制整備

(2) 第8期介護保険事業計画の基本的記載事項

出典：厚生労働省告示 第29号 令和3年1月29日
国は、介護保険事業計画の基本的記載事項について、次のように提示しています。

	基本的記載事項
1	日常生活圏域
2	各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み
3	各年度における地域支援事業の量の見込み
4	被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び介護給付の適正化への取組及び目標設定

(3) 第8期介護保険事業計画の任意記載事項

出典：厚生労働省告示 第29号 令和3年1月29日

国は、介護保険事業計画の任意記載事項について、次のように提示しています。

	内 容
1	地域包括ケアシステム構築のため重点的に取り組むことが必要な事項
2	各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの見込量の確保のための方策
3	各年度における地域支援事業に要する費用の額及びその見込量の確保のための方策
4	地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び資質の向上並びにその業務の効率化及び質の向上に資する事業に関する事項
5	介護給付等対象サービス及び地域支援事業の円滑な提供を図るための事業等に関する事項
6	認知症施策の推進
7	特定施設入居者生活介護の指定を受けていない有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の入居定員総数
8	地域包括支援センター及び生活支援・介護予防サービスの情報公表に関する事項
9	市町村独自事業に関する事項
10	療養病床の円滑な転換を図るための事業に関する事項
11	災害に対する備えの検討
12	感染症に対する備えの検討